

令和6年度第1回東京都国民健康保険運営協議会 参考資料

目 次

- p. 1 国民健康保険運営協議会（都道府県、市町村）設置の根拠規定
- p. 2 東京都国民健康保険運営協議会条例
- p. 3 東京都国民健康保険運営方針の概要
- p. 12 令和 4 年度被保険者数、前期高齢者加入率
- p. 13 令和 4 年度一人当たり医療費、一人当たり所得金額、一人当たり保険料
- p. 14 令和 4 年度保険料収納率
- p. 15 一人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（令和 4 年度）
- p. 16 法定外一般会計繰入の状況（令和 4 年度）
- p. 17 都内区市町村の医療費適正化の取組状況
- p. 18 後発医薬品の使用割合（令和 6 年 3 月診療分）
- p. 19 令和 7 年度納付金仮算定に反映した各区市町村の所得水準及び医療費水準
の状況

○ 国民健康保険法(抄)

(国民健康保健事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、…(略)…国民健康保健事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

二 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

三 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保健事業の運営に関する事項(…(略)…を審議することができる。

四 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。))第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

二 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

三 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

四 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

五 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

二 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

東京都国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第十一条第一項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 協議会は知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して答申する。

- 一 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- 二 国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- 三 前二号のほか、国民健康保険事業の運営に関すること(東京都が処理する事務に係るものに限る。)

(組織)

第三条 協議会は、次に掲げる者につき知事が委嘱する委員二十一人をもって組織する。

- 一 被保険者を代表する委員 六人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 六人
- 三 公益を代表する委員 六人
- 四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 三人

(会長の設置及び権限)

第四条 協議会に会長を置き、会長は委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第六条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
(東京都国民健康保険委員会条例の廃止))
- 2 東京都国民健康保険委員会条例(昭和二十八年東京都条例第三十六号)は、廃止する。

附 則(平成二九年条例第八七号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険運営方針の概要

第1章 方針策定の趣旨

○策定の目的

都と区市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び区市町村が担う国保事業の広域化・効率的を推進する。

○根拠 国民健康保険法第82条の2

○対象期間 令和6年4月～令和12年3月 *法改正により運営期間が法定化（おおむね6年）
3年ごとに分析、評価。必要に応じて運営方針の変更

第2章 国民健康保険制度の意義と保険者が果たすべき役割

- ・国保制度は、被保険者間の相互扶助を基本とした社会保険制度であり、国民皆保険制度の基礎をなすものである。
- ・保険者である都道府県及び区市町村は、国保制度の安定的な運営の確保及び被保険者の健康保持に向けて取り組む

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

○財政収支の改善に係る基本的な考え方

- ・ 決算補填等を目的とする法定外繰入等（解消・削減すべき赤字）の計画的・段階的な解消が図られるような取組が必要

○赤字解消・削減の取組

- ・ 解消・削減すべき「赤字」は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合計額
- ・ 赤字の解消・削減に当たっては、区市町村それぞれの事情を勘案し、医療費適正化や収納率向上に取り組むとともに、計画的な保険料（税）率の見直しが必要
- ・ 赤字が発生している区市町村については、赤字解消の目標年次を定めた上で、医療費適正化、適正な保険料（税）率の設定等、計画に定めた赤字削減に向けた具体的な取組を実施
- ・ 都は、「区市町村国保財政健全化計画」及び法定外繰入等の額、解消予定年次等を見える化し、公表するほか、各区市町村の決算状況に基づく分析を行うなど解消・削減すべき赤字要因の分析や対策の整理、必要な助言
- ・ 都全体における赤字解消目標年次を設定（未解消自治体数を令和8年度末に35区市町村、令和11年度末に18区市町村を目指す）

○財政安定化基金の運用

- ・ 貸付・・・保険料（税）収納額の低下により財源不足となった場合に、申請に基づき区市町村に行う
- ・ 交付・・・災害、景気変動などの特別な事情が生じた場合に、申請に基づき区市町村に行う
- ・ 取崩・・・保険給付費の増大により都において財源不足となった場合に、基金を取り崩す
- ・ 財政調整事業・・・国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に、決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で基金を取り崩す

（＊令和4年度より新たな機能として追加された）

第4章 区市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

○納付金及び標準保険料率の基本的考え方

- ・将来的には保険料水準の平準化を目指していくが、都内区市町村では医療費水準や保険料（税）収納率の差異があるため、直ちに完全統一の保険料水準を目指すのは困難
- ・今後、医療費適正化や収納率向上を推進していくとともに、保険料水準の平準化を図っていく
- ・まずは、納付金算定において医療費水準等を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いることとすることに取り組む

○納付金の算定方法

- ・納付金算定において、令和6年度から医療費指数反映係数 α （現状 $\alpha = 1$ ）を段階的に引き下げるとともに、個別事情による納付金調整について共同負担化し、令和12年度までに $\alpha = 0$ とする納付金ベースにおける統一を目指す
- ・所得係数は都の所得水準に応じた値とする
 - ・ α の引き下げ等納付金の算定方法を変更することにより、影響を受ける区市町村が想定されるため、 α を段階的に引き下げるとともに、納付金ベースの統一までの間、都繰入金を活用した経過措置を実施
- ・緩和措置に活用した都繰入金と同額を区市町村の納付金負担に対して支援（令和6年度から令和11年度までの時限措置）

○標準的な保険料算定方式

- ・区市町村において採用されている方式を勘案し、二方式（賦課すべき総額を所得割、被保険者均等割によって按分）とする
- ・各区市町村の応能割（所得割）と応益割（均等割）は「当該区市町村の所得係数：1」として算定する

○標準的な収納率

- ・区市町村ごとに直近の収納率実績を用いて毎年度設定する

第5章 区市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

○現年分収納率

- ・全国平均以上の収納率を目標に設定

○目標収納率

- ・区市町村別に前年度の現年分収納率実績に対する伸び率を目標設定
- ・最も高い収納率の区分の場合は維持することを目指す

現年分収納率の推移



目標収納率(現行)

前年度の 現年分収納率	目標収納率	令和3年度 達成 自治体数
	令和3～5年度	
85%未満	前年度実績+1.50pp	1 / 1
85%以上90%未満	前年度実績+1.00pp	7 / 9
90%以上95%未満	前年度実績+0.50pp	17 / 28
95%以上97%未満	前年度実績+0.10pp	10 / 13
97%以上100%以下	前年度実績を維持	9 / 11



目標収納率(改定案)

前年度の 現年分収納率	目標収納率
	令和6～8年度
85%未満	前年度実績+1.50pp
85%以上90%未満	前年度実績+1.00pp
90%以上95%未満	前年度実績+0.50pp
95%以上97%未満	前年度実績+0.10pp
97%以上99%未満	前年度または前々年度実績以上 ※
99%以上100%以下	99%以上を維持

※前年度または前々年度収納率も同区分内であることが必要

○収納率向上対策の推進

- ・国保制度の維持及び被保険者間の負担の公平性の確保の観点から、保険料(税)の確保は重要であり、区市町村は被保険者の状況に応じてきめ細かく対応
- ・都は、研修内容の充実・体系化、徴収指導員による実地支援の充実、効果的な取組の横展開等や業務のデジタル化等を支援

第6章 区市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

○レセプト点検の充実強化

- ・ 都は、専門指導員による助言、都繰入金による財政支援等を実施

○柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費の支給適正化

- ・ 都は、講習会の実施、都繰入金による財政支援、不正事案に係る情報提供等を実施

○海外療養費の支給適正化

- ・ 翻訳・診療内容審査などの区市町村の事務処理の効率化や不正請求防止の一層の推進を図るため、都は情報提供等を実施

○第三者行為に係る求償事務等の取組強化

- ・ 都は、東京都国保連合会等と連携した助言・情報提供、関係機関との協力体制の構築などを通じて第三者直接求償の取組推進等を実施
- ・ 法改正により、令和7年4月から都道府県委託が可能とされるため、国の動向を踏まえ適切に対応

○高額療養費の多数回該当の取扱い

- ・ 都は、区市町村において統一的な運用が行えるよう、随時相談に応じ事例を情報提供

○都道府県による保険給付の点検、事後調整

- ・ 都は、広域的・専門的見地から、区市町村が行った保険給付の点検等を実施

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

○都は、第四期東京都医療費適正化計画等に掲げる関連施策との整合性を図り、都内全体の健康水準の向上や医療費適正化に資する取組を進める。

○保健事業実施計画(データヘルス計画)推進

- ・データヘルス計画は、データヘルス計画策定の手引き（令和5年5月18日改正）において、都道府県単位で標準化することとされた。
- ・区市町村：データを分析して地域の健康課題を把握し、目標や評価指標を設定して、健康課題の解決に向けて効果的・効率的な保健事業を実施するための計画を策定、PDCAサイクルに沿った事業展開 等
- ・都：区市町村が計画策定に活用する「標準化ツール」及び計画の目標や評価指標の設定に活用できる「共通評価指標」を提供、「標準化ツール」及び「共通評価指標」により把握した内容を活用し、効果的な保健事業の実施を支援 等

○特定健診・特定保健指導の推進

- ・令和6年度からの第4期特定健診等実施計画期間からは特定保健指導の評価方法にアウトカム評価が導入される。
- ・区市町村：特定健診を受けやすい環境の整備、特定健診・特定保健指導実施率向上に向けた効果的な取組 等
- ・都：実施率向上に向けた効果的な取組の横展開、アウトカム向上に向けた先進的な事例の収集等、都繰入金を活用した特定健診・特定保健指導の実施率向上の支援 等

○生活習慣病発症・重症化予防の取組の推進

- ・保険者には、循環器病の発症予防と早期発見に向けた取組や知識の普及啓発が求められている。
- ・区市町村：被保険者の健康に対する気づきにつながる取組等、生活習慣病や生活習慣病予備群の人に対して医療機関への受診勧奨、保健指導等の取組、糖尿病性腎症重症化予防の取組 等
- ・都：糖尿病性腎症重症化予防プログラムを必要に応じて改定、特定健診等の機会を捉えた循環器病の発症予防の啓発を促進 等

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

○加入者の適正受診・適正服薬に向けた取組

- ・医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和5年7月20日一部改正）では、多剤投与の取組対象の拡大、抗菌薬処方 of 適正化やリフィル処方箋の活用により、医療資源の効果的・効率的な活用の推進を図ることとされている。
- ・区市町村：関係機関と連携して重複・多剤服薬者に服薬情報通知、服薬指導 等
- ・都：関係機関と連携し広域的な調整や事業の推進体制の構築支援、保険者協議会と連携し、適正服薬の向上等に関する普及啓発 等

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

- ・国は令和5年度に後発医薬品使用促進の目標を見直すこととしており、バイオ後続品についても目標を設定している。
- ・区市町村：被保険者への理解促進、差額通知の送付等による後発医薬品への切替えの促進及び切替効果額の検証、地域の関係団体との連携促進 等
- ・都：レセプトデータ等を活用した区市町村別の使用割合の分析・提供、国の目標設定を踏まえた目標及び必要な取組の検討 等

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の推進

- ・健康保険法等改正法により、令和2年4月から区市町村国保の保健事業及び後期高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業とを一体的に実施することが規定
- ・区市町村:高齢者医療、健康づくり、介護等の庁内連携体制の整備
医療専門職を配置し、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握するとともに、地域の健康課題を分析、事業企画
通いの場等への積極的関与 等
- ・都: 令和6年度までに全区市町村で一体的実施が取り組めるよう東京都後期高齢者医療広域連合と連携して必要な情報提供、取組事例の紹介、
区市町村が配置する医療専門職の人材育成 等

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

○保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携

- ・ 都の取組 国保部門と保健医療部門等の連携推進 等
- ・ 区市町村の取組 地域包括ケアに関する会議体・地域ネットワークへの国保部門の参画 等

○国保データベース(KDB)システム等情報基盤の活用

- ・ 都は、KDBシステム等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、地域の健康課題等の把握、区市町村等への必要な助言及び支援を実施

第9章 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

○事務の標準化

- ・ オンライン資格確認の普及に向けた対応
マイナンバーカードと被保険者証の一体化に向けて、都は、区市町村業務が円滑に進むよう、情報提供や国への提案など区市町村を支援
また、資格確認書の標準案を示すなど、事務の標準化を目指す
- ・ 市町村事務処理標準システムの導入
区市町村は、令和7年度末までにガバメントクラウドの活用を伴うシステム標準化を実施
都は、各区市町村のシステム運用等に関する情報を収集し、令和7年度末までの導入年度ごとの市町村数を記載したスケジュールを策定・システム標準化の進捗状況を把握するとともに、区市町村に適宜情報提供を実施
- ・ 事務処理基準の統一及び積極的な情報提供
都は、各区市町村の事務処理基準について区市町村と検討・対応、事務処理の方法について情報収集し区市町村に提示

○事務の効率化に向けた検討

- ・ 今後も引き続き、区市町村事務の実態を踏まえ、事務の効率化について区市町村と検討

第10章 施策の実施のために必要な都及び区市町村間の連絡調整等

○国保連携会議の開催

- ・運営方針に係る事項等について、都、区市町村、東京都国保連合会からなる東京都国民健康保険連携会議を開催し、きめ細かく協議

○広報・普及啓発活動

- ・被保険者に向けた広域的な普及啓発等、医療費適正化の取組に係る関係団体への協力依頼等を実施

○PDCAサイクルの実施

- ・PDCAサイクルを循環させるため、本運営方針に定める取組について、都繰入金の交付基準や指導検査計画等に反映・実施

令和4年度被保険者総数、前期高齢者加入率

No.	区市町村名	一般被保険者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者加入率 (%)
1	千代田区	10,435	2,555	24.5%
2	中央区	27,023	6,830	25.3%
3	港区	50,006	11,751	23.5%
4	新宿区	87,073	18,109	20.8%
5	文京区	38,611	11,889	30.8%
6	台東区	45,177	12,036	26.6%
7	墨田区	52,050	17,079	32.8%
8	江東区	89,403	33,373	37.3%
9	品川区	67,555	23,277	34.5%
10	目黒区	52,989	14,931	28.2%
11	大田区	124,147	45,998	37.1%
12	世田谷区	175,134	51,744	29.5%
13	渋谷区	49,895	11,504	23.1%
14	中野区	74,007	18,732	25.3%
15	杉並区	112,477	33,780	30.0%
16	豊島区	67,834	16,050	23.7%
17	北区	70,251	24,082	34.3%
18	荒川区	45,192	14,386	31.8%
19	板橋区	111,624	37,914	34.0%
20	練馬区	134,308	44,223	32.9%
21	足立区	140,620	46,643	33.2%
22	葛飾区	92,566	32,261	34.9%
23	江戸川区	122,754	40,282	32.8%

(出典) 東京都「令和4年度 国民健康保険事業状況」

No.	区市町村名	一般被保険者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者加入率 (%)
24	八王子市	119,055	48,829	41.0%
25	立川市	36,252	13,536	37.3%
26	武蔵野市	27,476	9,783	35.6%
27	三鷹市	36,199	12,365	34.2%
28	青梅市	29,329	13,745	46.9%
29	府中市	49,155	18,189	37.0%
30	昭島市	23,280	10,027	43.1%
31	調布市	43,984	15,251	34.7%
32	町田市	83,665	34,215	40.9%
33	福生市	13,967	5,195	37.2%
34	羽村市	11,343	4,813	42.4%
35	瑞穂町	8,021	3,383	42.2%
36	あきる野市	18,045	7,726	42.8%
37	日の出町	3,676	1,847	50.2%
38	檜原村	606	316	52.1%
39	奥多摩町	1,252	712	56.9%
40	日野市	33,825	14,204	42.0%
41	多摩市	30,707	13,758	44.8%
42	稲城市	16,225	6,419	39.6%
43	国立市	15,459	5,674	36.7%
44	狛江市	16,227	5,714	35.2%
45	小金井市	21,758	8,218	37.8%
46	国分寺市	22,826	8,489	37.2%
47	武蔵村山市	15,775	6,024	38.2%
48	東大和市	17,453	7,208	41.3%
49	東村山市	31,012	12,406	40.0%
50	清瀬市	15,454	6,055	39.2%
51	東久留米市	23,877	9,866	41.3%
52	西東京市	39,785	14,956	37.6%
53	小平市	37,097	13,830	37.3%
54	大島町	2,145	965	45.0%
55	利島村	83	31	37.3%
56	新島村	743	379	51.0%
57	神津島村	707	267	37.8%
58	三宅村	586	314	53.6%
59	御蔵島村	99	31	31.3%
60	八丈村	2,330	1,023	43.9%
61	青ヶ島村	38	16	42.1%
62	小笠原村	890	169	19.0%
東京都		2,691,537	905,377	33.6%
特別区		1,841,131	569,429	30.9%
市町村		850,406	335,948	39.5%

令和4年度一人当たり医療費、一人当たり旧ただし書き所得、一人当たり保険料

No.	区市町村名	一人当たり 医療費(円)	一人当たり 旧ただし書き所得 (千円)	一人当たり 保険料(円)
1	千代田区	362,784	3,058	159,103
2	中央区	338,752	1,690	141,881
3	港区	320,531	2,586	144,323
4	新宿区	298,894	1,195	114,387
5	文京区	358,287	1,374	130,331
6	台東区	353,724	1,157	121,665
7	墨田区	375,806	951	113,396
8	江東区	404,072	955	114,677
9	品川区	390,119	1,333	130,230
10	目黒区	353,014	1,697	141,650
11	大田区	413,192	1,127	120,663
12	世田谷区	337,059	1,574	135,319
13	渋谷区	325,097	1,999	146,793
14	中野区	310,589	1,145	118,599
15	杉並区	331,901	1,291	129,186
16	豊島区	297,321	971	110,849
17	北区	374,427	1,137	107,089
18	荒川区	371,798	890	108,601
19	板橋区	371,007	946	108,383
20	練馬区	353,635	1,144	115,773
21	足立区	380,172	857	104,853
22	葛飾区	379,842	809	105,515
23	江戸川区	373,977	928	114,672

※東京都「令和4年度国民健康保険事業状況年報」及び厚生労働省「令和4年度国民健康保険実態調査」より東京都作成
・一人当たり医療費は、一般被保険者の費用額計を年間平均一般被保険者数で除して算出
・一人当たり旧ただし書き所得は、「令和4年度国民健康保険実態調査」より作成(令和3年所得)
・一人当たり保険料は、一般被保険者の保険料調定額(介護分除く)を年間平均一般被保険者数で除して算出

No.	区市町村名	一人当たり 医療費(円)	一人当たり 旧ただし書き所得 (千円)	一人当たり 保険料(円)
24	八王子市	369,136	833	99,471
25	立川市	362,594	972	95,558
26	武蔵野市	367,651	1,474	104,799
27	三鷹市	359,734	1,294	97,516
28	青梅市	374,912	770	85,723
29	府中市	366,510	1,034	77,641
30	昭島市	379,870	843	84,614
31	調布市	359,227	1,143	92,226
32	町田市	378,626	934	93,785
33	福生市	331,829	796	79,077
34	羽村市	370,918	892	86,199
35	瑞穂町	359,771	810	75,571
36	あきる野市	361,901	850	80,958
37	日の出町	409,150	738	76,920
38	檜原村	374,778	713	63,386
39	奥多摩町	455,732	642	73,062
40	日野市	379,502	939	84,563
41	多摩市	386,250	912	86,391
42	稲城市	362,077	1,058	87,916
43	国立市	347,884	1,138	86,080
44	狛江市	358,744	1,144	92,784
45	小金井市	355,465	1,210	102,808
46	国分寺市	347,172	1,228	89,368
47	武蔵村山市	393,984	753	85,544
48	東大和市	363,513	836	99,995
49	東村山市	391,056	951	95,471
50	清瀬市	397,894	957	82,987
51	東久留米	372,853	996	94,060
52	西東京市	360,267	1,028	87,698
53	小平市	359,069	1,056	88,265
54	大島町	424,148	762	90,142
55	利島村	283,124	1,145	70,735
56	新島村	428,238	782	77,384
57	神津島村	307,783	1,087	108,652
58	三宅村	454,440	1,002	105,973
59	御蔵島村	347,551	1,384	72,889
60	八丈町	299,712	788	97,214
61	青ヶ島村	461,629	1,621	136,579
62	小笠原村	246,360	1,042	90,958
	東京都	361,417	1,140	110,997
	特別区	358,003	1,212	120,119
	市町村	368,807	986	91,247

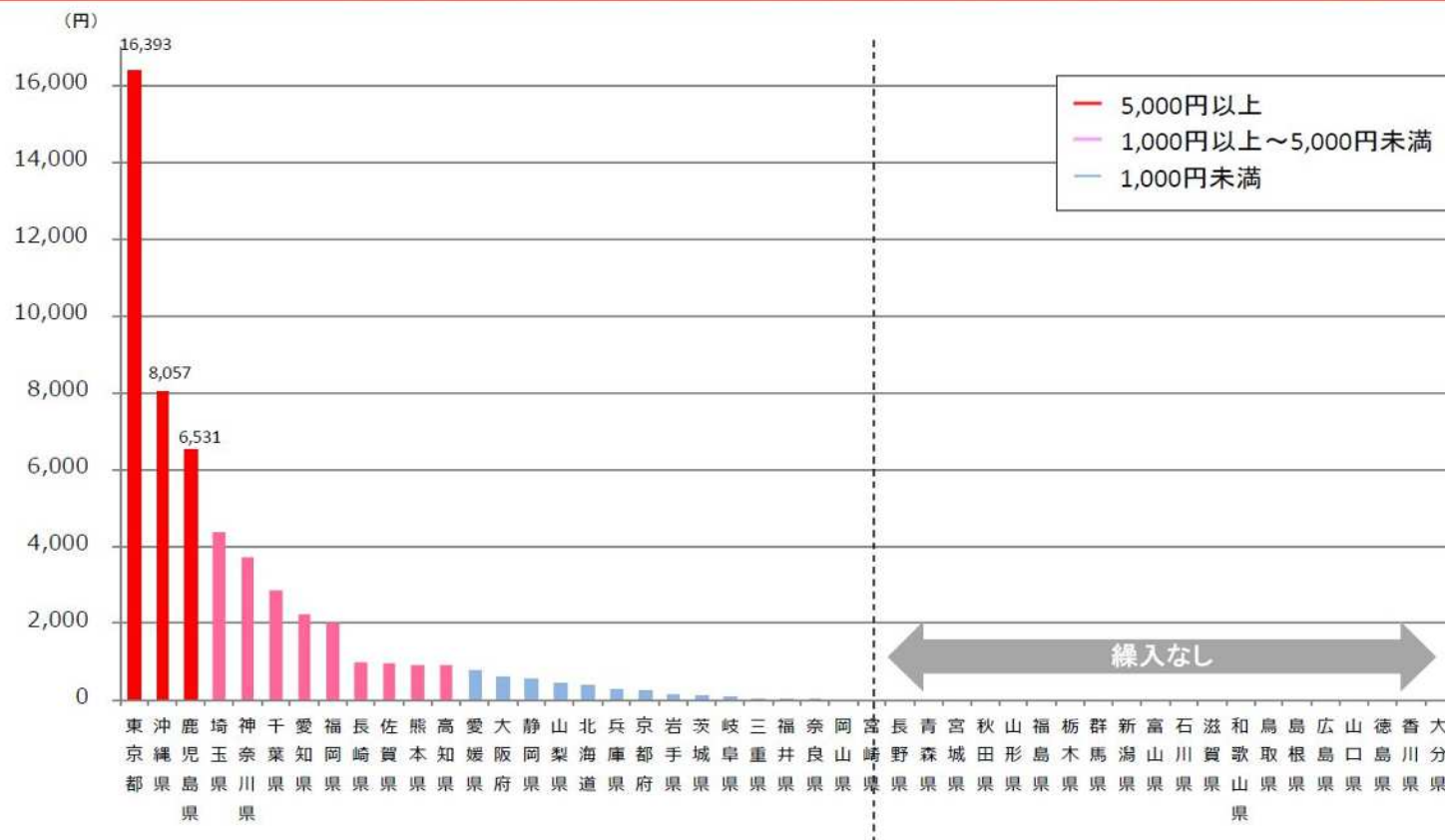
令和4年度保険料収納率

(%)		
No.	区市町村名	保険料収納率
1	千代田区	93.42
2	中央区	90.85
3	港区	87.42
4	新宿区	84.35
5	文京区	95.22
6	台東区	88.34
7	墨田区	89.18
8	江東区	91.13
9	品川区	92.19
10	目黒区	93.48
11	大田区	89.72
12	世田谷区	89.95
13	渋谷区	90.10
14	中野区	87.89
15	杉並区	89.90
16	豊島区	87.97
17	北区	87.61
18	荒川区	91.91
19	板橋区	89.78
20	練馬区	93.64
21	足立区	88.78
22	葛飾区	88.75
23	江戸川区	90.55

(出典) 東京都「令和4年度国民健康保険事業状況」

(%)		
No.	区市町村名	保険料収納率
24	八王子市	95.73
25	立川市	92.91
26	武蔵野市	94.95
27	三鷹市	95.99
28	青梅市	93.38
29	府中市	94.13
30	昭島市	94.71
31	調布市	93.67
32	町田市	96.58
33	福生市	91.16
34	羽村市	95.58
35	瑞穂町	92.94
36	あきる野市	96.52
37	日の出町	96.88
39	檜原村	99.72
40	奥多摩町	98.64
42	日野市	94.57
44	多摩市	95.57
45	稲城市	97.11
46	国立市	96.80
47	狛江市	96.98
48	小金井市	97.49
49	国分寺市	96.83
51	武蔵村山市	93.52
52	東大和市	97.07
53	東村山市	93.32
54	清瀬市	95.26
55	東久留米市	95.09
57	西東京市	94.75
58	小平市	95.17
59	大島町	94.03
60	利島村	100.00
61	新島村	96.80
62	神津島村	99.78
63	三宅村	91.56
64	御蔵島村	100.00
65	八丈町	95.71
66	青ヶ島村	100.00
67	小笠原村	97.11
東京都		91.31
特別区		89.94
市町村		95.22

一人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（令和4年度速報値）



（出典）厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

※ 市町村数でみると、約9割の自治体は繰入を行っていない。繰入金額合計でみると、東京都、埼玉県、神奈川県市区町村の合計が全体の7割以上（東京都：59%、埼玉県：9%、神奈川県：8%）を占めている。

法定外一般会計繰入の状況(令和4年度)

項目		一般会計繰入金 (法定外)合計	決算補填等目的分計＝「解消すべき赤字」			決算補填等以外の 目的分計(注3)	
			決算補填目的 のもの(注1)	保険者の政策に よるもの(注2)	過年度の赤字に よるもの		
全国	金額(億円)	1,439	17	708	23	748	691
東京都	金額(億円)	532	5	427	9	441	91

(注1)保険料の収納不足のため、高額療養費貸付金

(注2)保険料(税)の負担緩和を図るため、地方単独の保険料(税)の軽減額、任意給付に充てるため

(注3)保険料(税)の減免額に充てるため、地方単独事業の医療給付費波及増等、保健事業費に充てるため、直営診療施設に充てるため、納税報奨金(納付組織交付金等)、基金積立、返済金、その他

(注4)端数の関係上、合計が一致しない場合がある。

※ 令和4年度国民健康保険(市町村国保)の財政状況(厚生労働省)等より作成

都内区市町村の医療費適正化の取組状況

○保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定状況 (令和6年4月現在)

	区市町村数
策定済	62
策定中・未策定	0

○糖尿病性腎症重症化予防の取組状況 (令和5年7月現在)

	受診勧奨	保健指導
実施している	58	59
今後実施予定	1	0
予定なし	3	3

○加入者の適正受診・適正服薬に向けた取組状況 (令和5年8月現在)

	区市町村数
重複・多剤投与を対象とした事業実施	46

【令和6年度保険者努力支援制度(市町村分)による】

後発医薬品の使用割合(令和6年3月診療分)

No.	区市町村名	使用割合(数量シェア)
1	千代田区	70.8%
2	中央区	72.1%
3	港区	70.0%
4	新宿区	76.8%
5	文京区	74.1%
6	台東区	79.7%
7	墨田区	78.5%
8	江東区	79.3%
9	品川区	77.9%
10	目黒区	75.0%
11	大田区	78.8%
12	世田谷区	75.0%
13	渋谷区	73.4%
14	中野区	77.4%
15	杉並区	75.5%
16	豊島区	77.0%
17	北区	77.5%
18	荒川区	78.1%
19	板橋区	79.8%
20	練馬区	79.5%
21	足立区	81.7%
22	葛飾区	81.8%
23	江戸川区	79.5%

No.	区市町村名	使用割合(数量シェア)
24	八王子市	81.9%
25	立川市	83.6%
26	武蔵野市	75.7%
27	三鷹市	78.5%
28	青梅市	84.3%
29	府中市	81.0%
30	昭島市	82.6%
31	調布市	79.5%
32	町田市	82.0%
33	小金井市	75.7%
34	小平市	80.4%
35	日野市	84.3%
36	東村山市	83.0%
37	国分寺市	78.4%
38	国立市	76.8%
39	西東京市	82.2%
40	福生市	85.6%
41	狛江市	77.3%
42	東大和市	85.2%
43	清瀬市	83.3%
44	東久留米市	82.9%
45	武蔵村山市	85.5%
46	多摩市	80.9%
47	稲城市	82.3%
48	あきる野市	86.0%
49	羽村市	82.9%
50	瑞穂町	86.1%
51	日の出町	85.7%
52	檜原村	83.6%
53	奥多摩町	86.0%
54	大島町	82.0%
55	利島村	92.1%
56	新島村	86.8%
57	神津島村	92.9%
58	三宅村	88.5%
59	御蔵島村	80.2%
60	八丈町	85.1%
61	青ヶ島村	83.1%
62	小笠原村	80.3%
東京都		79.2%

※保険者別の後発医薬品の使用割合(令和6年3月診療分)(厚生労働省)より作成

令和7年度納付金仮算定に反映した各区市町村の所得水準及び医療費水準の状況

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
1	千代田区	1,350,824	1.646	1.077
2	中央区	1,086,116	1.323	0.965
3	港区	1,111,556	1.354	0.959
4	新宿区	777,947	0.948	0.994
5	文京区	996,649	1.214	1.007
6	台東区	862,994	1.051	1.027
7	墨田区	786,744	0.959	1.057
8	江東区	794,398	0.968	1.079
9	品川区	951,058	1.159	1.060
10	目黒区	1,076,212	1.311	0.995
11	大田区	853,280	1.040	1.094
12	世田谷区	998,374	1.216	0.946
13	渋谷区	1,100,289	1.341	0.973
14	中野区	825,809	1.006	0.967
15	杉並区	921,597	1.123	0.939
16	豊島区	768,209	0.936	0.943
17	北区	727,238	0.886	1.056
18	荒川区	723,930	0.882	1.066
19	板橋区	733,531	0.894	1.036
20	練馬区	814,538	0.992	0.983
21	足立区	686,205	0.836	1.060
22	葛飾区	694,541	0.846	1.043
23	江戸川区	718,090	0.875	1.050

※ 所得金額(医療分)は、令和4年度～令和6年度の平均所得(8月末時点における4月1日現在の賦課限度額控除後基準総所得金額)

※ 医療費指数は、全国を1とした場合の令和3年度～令和5年度までの3年平均を、都を1として算出

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
24	八王子市	690,129	0.841	0.971
25	立川市	736,970	0.898	0.975
26	武蔵野市	1,017,273	1.239	0.950
27	三鷹市	904,157	1.102	0.976
28	青梅市	668,982	0.815	0.944
29	府中市	815,921	0.994	0.978
30	昭島市	691,070	0.842	0.977
31	調布市	868,732	1.058	0.970
32	町田市	738,697	0.900	0.985
33	小金井市	895,594	1.091	0.950
34	小平市	762,706	0.929	0.966
35	日野市	753,034	0.917	0.985
36	東村山市	707,802	0.862	1.010
37	国分寺市	867,747	1.057	0.928
38	国立市	834,041	1.016	0.925
39	福生市	644,631	0.785	0.912
40	狛江市	837,382	1.020	0.958
41	東大和市	697,472	0.850	0.940
42	清瀬市	724,320	0.882	1.020
43	東久留米市	748,513	0.912	0.951
44	武蔵村山市	643,267	0.784	1.046
45	多摩市	746,032	0.909	0.959
46	稲城市	848,817	1.034	0.939
47	羽村市	684,010	0.833	0.964
48	あきる野市	691,003	0.842	0.930
49	西東京市	803,394	0.979	0.951
50	瑞穂町	710,576	0.866	0.903
51	日の出町	627,524	0.765	0.989
52	檜原村	643,298	0.784	0.921
53	奥多摩町	576,170	0.702	1.062
54	大島町	692,346	0.844	1.046
55	利島村	791,176	0.964	0.655
56	新島村	704,155	0.858	0.994
57	神津島村	911,963	1.111	0.849
58	三宅村	689,162	0.840	1.104
59	御蔵島村	922,965	1.124	1.100
60	八丈町	701,697	0.855	0.815
61	青ヶ島村	1,157,916	1.411	1.158
62	小笠原村	886,132	1.080	0.772
東京都		820,788	1.000	1.000
特別区		844,881	1.029	1.017
市町村		766,596	0.934	0.967